平成２６年（ワ）第２１０１１号

チャリティーコンサートチケット売上代金等返還請求事件

原　告　天　野　コ　グ

被　告　池　澤　直　美

訴えの変更申立書

平成２６年１１月２６日

東京地方裁判所民事第２８部はＡ係　御中

原　告　　天　野　コ　グ

第１　訴えの追加的変更

原告は，被告池澤直美に対し，下記の請求を追加する。

記

１　被告池澤直美は，原告に対し，金６０万円及びこれに対する平成23年４月１日から支払い済みまで年５分の割合による金員を支払え

２　被告池澤直美は，甲第３号証の12の「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金です。」との文言を削除せよ

３　被告池澤直美は，「ナオミライクな日々」と題するウェブサイト（本件ブログ①ＵＲＬ：http://blog.platies.co.jp/）のトップページに，「『被災地の子供た

ちの医療費の補助を行うための募金』についてのご報告」と題して別紙３の１記載の記事を,同２記載の条件で掲載せよ

４　被告池澤直美は,「料理冒険家『池澤ショーエンバウム直美』のグローバルキッチン」と題するウェブサイト（本件ブログ②ＵＲＬ：http://blog.goo.ne.jp/naomiwakuwaku）のトップページに,「『被災地の子供たちの医療費の補助を行うための募金』についてのご報告」と題して別紙４の１記載の記事を,同２記載の条件で掲載せよ

との判決並びに第１項につき仮執行の宣言を求める。

第２　追加的変更の理由

被告がベトナムストリートチルドレン支援会(以下,「VSC 支援会」と言う。)理事として,「東北地方復興支援の会　港北」の責任者として, 日本国は勿論, 原告を含む日本国民全員の社会的評価を低下させる虚偽の事実を摘示して名誉毀損行為を繰り返し，現在もその行為を継続させている。

そこで，違法性が顕著な以下の２例について，訴えの追加的変更を行う。

１　被告池澤直美に対する訴えの追加的変更の理由（前記第１.１について）

(1)　被告は，平成 23 年 4 月 1 日，本件ブログ①に「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金です。」との記事を掲載し，今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちが存在するとの虚偽の事実を摘示し,「義援金の募集です。」「子供たちのための募金です。」と全世界に呼びかけて日本国および原告を含む日本国民の支援のなさ・非情さ・非道さを非難した。この記事を一般読者が読めば,「日本国および日本国民が被災者の命を軽視して治療が必要であるのに医療費が支払えないという理由で病院を出なければならない子

供たちへの支援を行わず見殺しにする人非人らである」との印象を持ち，原告を含む日本国民の社会的評価を著しく低下させることは明らかであり（甲 3 の 12）不当極まりない。

この記事による人格権侵害が認められる場合には，加害者に対し，侵害行為の差し止めを求めることができる。そして，被告は，原告を含む日本国民の名誉権を侵害する虚偽の事実を現在もウェブサイト上に掲載しており，これによって原告ら日本国民の名誉権を不当に侵害し続けているのであって，これを差し止める必要性は極めて高い。したがって，被告は，前記記事の文言を削除する義務を負う。

(2) 被告は，平成 23 年 3 月 25 日乃至少なくとも平成 24 年 1 月 9 日まで，VSC 支援会 HP に，「医療費が支払えないという理由で，病状が悪化するにも関わらず，退院を余儀なくされる患者さんが多くいるとの報告を受けました。そこで，わたくしたち VSC 支援会では，この度の被災により多くの財産を失い，治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や，妊婦の方，また小さなお子様を持つご両親様を対象に，医療費の補助を行う為の募金を募ります。」との記事を掲載し，「治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や，妊婦の方，また小さなお子様を持つご両親様を対象に」との虚偽の事実を摘示し，「医療費の補助を行う為の募金を募ります。」と全世界に呼び掛けて日本国および原告を含む日本国民の支援のなさ・非情さ・非道さを非難した。この記事を一般読者が読めば，「日本国ならびに日本国民が被災者の命を軽視して治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な小さな子供たち等への支援を行わず見殺しにする国家であり人非人らである」との印象を持ち，日本国ならびに原告を含む日本国民の社会的評価を著しく低下させることは明らかであり（甲 38 の 1・甲 4 の 3）不当極まりない。

なお，被告が一般公開していた，VSC 支援会の HP にアップロードされ

ていた甲第 4 号証の 3 には,「対象になる方の選出は，桧田より現地の医療機関を通して行っていただき，お預かりした募金は，必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」（甲 31 の 1）との文言が含まれていたが，後記(3)のとおり，発生当初から日本国による被災地への財政支援が成されていた事実を知り得ていながら，被告は，訂正記事を掲載することなく密かに同文言を削除した。しかも，被告は，同じタイミングで(2)の記事を削除することが可能であったにも関わらず，募金活動を実行するにあたり，情を引き出すのに最も効果的な文言を捏造して表示した意図に基づき，敢えて告知せずに当該記事を放置したまま閲読者らを錯誤させ，沈黙の欺網行為を継続させてさらに錯誤を深めさせたもので，当該行為は，(4)で詳細を後述するとおり明らかな詐欺行為である。しかも，原告が指摘したせいか（甲 25 の 4）当サイトは平成 24 年 2 月 18 日に「リニューアル準備中」となると同時に，甲第 4 号証の 3 等総てのページは証拠隠滅のため削除され，その後サイトは閉鎖された。

(3)　日本国は，国難とも呼べる東日本大震災発生に対して,「当時，厚生労働省（厚労省）は，震災でケガや病気をした被災者に対して,『保険証を持たずに受診しても健康保険を適用する』『窓口での自己負担なしで受診できる』『健康保険料の猶予・免除』などの特例措置をとり，お金の心配をせずに医療を受けられる体制をとった。」（甲 39 の 1 乃至 2,6）「また，自己負担金と保険料の支払いは，当面の間，猶予・免除することとして，被災者がお金を持っていなくても必要な医療を受けられるようにした。自己負担金の取り扱いは，被害の甚大さが明らかになるにつれて適用範囲が広げられ，2011 年 3 月 23 日には国が財政支援する方向が示され，2011 年度の第一次補正予算に 1142 億円が計上された（4 月 28 日成立）。」「要件に当てはまる人は，医療費や薬代のほかにも，入院時の食事代，訪問看護などの自己負担分が免除された。これは地震の発生以後に，被災地から他の市区町村に

移住した人も同様だ。」（以上，甲 39 の 3 乃至 5,7）「そして，何度か延長が繰り返され，国による一律の支援は 2012 年 2 月末で原則的に終了となった。」（甲 39 の 8）

上記記載のとおり，日本国による被災者に対する財政支援が平成 23 年 3 月 23 日に示され（甲 39 の 3 至 5）同年 4 月 28 日に成立し原則的に平成 24 年 2 月末までは継続したにもかかわらず（甲 39 の 8），被告は，プラティエス株式会社代表取締役および「東北地方復興支援の会　港北」の責任者および VSC 支援会理事として，前記(1)の記事を，現在に至るも未だ一般公開しており，さらに，「東北地方復興支援の会　港北」の責任者および VSC 支援会理事として，前記(2)の記事を，少なくとも平成 24 年 1 月 9 日までは一般公開していた。

したがって，追加的変更は，被告が，日本国の被災地に対する医療費や薬代のほかにも，入院時の食事代，訪問看護などの自己負担分の支援が成されていることを知り得ていながら，重要事項を告知するどころか不作為によって秘匿したまま，日本国ひいては原告を含む日本国民の無策という虚偽の事実を捏造して公然と非難し，「治療が必要でありながら受けられずに病院を出なければならない小さい子どもたちのための医療費の補助を行う」との虚偽の事実を目的とする寄付を誘発するにあたり最も同情を引き出す道具として「必要な治療が受けられない病気の子ども」を設定し，虚偽の事実に基づく不必要かつ不当な目的で募金を集めた活動は，火事場泥棒と後ろ指を指されても仕方がないものであり，不正収入を得た極めて悪質な詐欺行為の原因を作出した前記記事の削除を求めるものである。なお，当該記事は虚偽の事実によって日本国ならびに原告を含む日本国民全員の名誉を著しく貶め毀損し続けるものであり，到底許されない。

(4)　よって，著名人であり社会的影響力がある被告に対し，原告は，名誉毀損に基づき，１記事当たり３０万円，合計で損害賠償金６０万円及びこれ

に対する平成23年4月1日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払いを，

名誉毀損に基づき，甲第3号証の12の「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金です。」との文言の削除を，

名誉毀損に基づき，別紙3記載の記事の,別紙3記載の条件での，本件ブログ①のトップページへの掲載を，

名誉毀損に基づき，別紙4記載の記事の,別紙4記載の条件での，本件ブログ②のトップページへの掲載を，

それぞれ求める。

以　上

別紙３（ナオミライクな日々に１年間掲載すること）

１　記事

私，池澤ショーエンバウム直美こと池澤直美は，ベトナムストリートチルドレン支援会（現ストリートチルドレン支援会）理事として，当時プラティエス株式会社（平成 25 年 3 月廃業）代表取締役として，「東北地方復興支援の会」・「東北地方復興支援の会　港北」代表として，日本国による被災者に対する財政支援が平成 23 年 3 月 23 日に示され同年 4 月 28 日に成立し原則的に平成 24 年 2 月末まで継続していた事実を知り得ていながら，平成 23 年 3 月 25 日乃至少なくとも平成 24 年 1 月 9 日まで「医療費が支払えないという理由で，病状が悪化するにも関わらず，退院を余儀なくされる患者さんが多くいるとの報告を受けました。そこで，わたくしたち VSC 支援会では，この度の被災により多くの財産を失い，治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や，妊婦の方，また小さなお子様を持つご両親様を対象に，医療費の補助を行う為の募金を募ります。　ベトナムストリートチルドレン支援会・理事一同」，又，同年 4 月 1 日付け本ブログの記事「そして今，あなたは何をしようとしていますか？」において，「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金です。」などと継続して虚偽の事実を表示して日本国ならびに日本国民の支援について非難し，「医療費の補助を行うための募金」と偽って皆様から募金を詐取しました。つきましては，日本国ならびに日本国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

また，平成 23 年 8 月 14 日港北公会堂で開催した「～港北から東北へ願いは音にのせて～チャリティコンサート」のチケット購入者および募金された方々にも大変ご迷惑をお掛けいたしました。つきましては，同購入

者および募金をされた方々からお申し出があれば, 全額を返金させていただきますので本ブログのコメント欄（公開いたしません）もしくは，下記までご連絡ください。

連絡先住所：〇〇〇〇

電話番号：0120－XXXX―XXXX(フリーダイヤル)

返金責任者：池澤直美

返金開始日：判決日

返金終了日：判決日から３年間

平成〇年〇月〇日（判決年月日）

池澤ショーエンバウム直美こと池澤直美

２　条件

(1)　掲載位置は, ページの最上段, 別紙１の１の上部

(2)　フォントサイズは, font 要素の size 属性で 6 以上

(3)　期間は,掲載の日から１年間

別紙４（料理冒険家「池澤ショーエンバウム直美」のグローバルキッチンに１年間掲載すること）

１　記事

私，池澤ショーエンバウム直美こと池澤直美は，ベトナムストリートチルドレン支援会（現ストリートチルドレン支援会）理事として，当時プラティエス株式会社（平成 25 年 3 月廃業）代表取締役として，「東北地方復興支援の会」・「東北地方復興支援の会　港北」代表として，日本国による被災者に対する財政支援が平成 23 年 3 月 23 日に示され同年 4 月 28 日に成立し原則的に平成 24 年 2 月末まで継続していた事実を知り得ていながら，平成 23 年 3 月 25 日乃至少なくとも平成 24 年 1 月 9 日まで「医療費が支払えないという理由で，病状が悪化するにも関わらず，退院を余儀なくされる患者さんが多くいるとの報告を受けました。そこで，わたくしたち VSC 支援会では，この度の被災により多くの財産を失い，治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や，妊婦の方，また小さなお子様を持つご両親様を対象に，医療費の補助を行う為の募金を募ります。　ベトナムストリートチルドレン支援会・理事一同」，又，同年 4 月 1 日付け「ナオミライクな日々」のブログ記事「そして今，あなたは何をしようとしていますか？」において，「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり，継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金です。」などと継続して虚偽の事実を表示して日本国ならびに日本国民の支援について非難し，「医療費の補助を行うための募金」と偽って皆様から募金を詐取しました。つきましては，日本国ならびに日本国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

また，平成 23 年 8 月 14 日港北公会堂で開催した「～港北から東北へ

願いは音にのせて～チャリティコンサート」のチケット購入者および募金された方々にも大変ご迷惑をお掛けいたしました。つきましては，同購入者および募金をされた方々からお申し出があれば，全額を返金させていただきますので本ブログのコメント欄（公開いたしません）もしくは，下記までご連絡ください。

連絡先住所：○○○○

電話番号：0120－XXXX―XXXX(フリーダイヤル)

返金責任者：池澤直美

返金開始日：判決日

返金終了日：判決日から３年間

平成○年○月○日（判決年月日）

池澤ショーエンバウム直美こと池澤直美

２　条件

(4)　掲載位置は，ページの最上段，別紙２の１の上部

(5)　フォントサイズは，font 要素の size 属性で 6 以上

(6)　期間は,掲載の日から１年間